

令和4年度(2022年度)事業分 公共事業事前評価調書

評価時点 [令和4年(2022年)1月]

評価調書作成者 [都市計画課長 山内 桂王]

事業プロフィール

【事業概要】

| | |
|----------|--|
| 事業名 | 都市計画道路 万田下井手線 街路整備事業 |
| 事業箇所 | 荒尾市原万田～荒尾市下井手 |
| 事業担当課(室) | 土木部 道路都市局 都市計画課(都市交通班 内線6181) |
| 事業期間 | 令和4年度(2022年度)～令和10年度(2028年度) |
| 総事業費 | 931百万円 (うち県費 約326百万円) |
| 事業内容 | 延長 約0.7km、道路改築、橋梁1橋 |
| 事業目的 | <p>本路線は、荒尾市の2つの中心拠点である「JR荒尾駅周辺」と「緑ヶ丘地区周辺」を連携する、都市連携軸の一部に位置付けられた重要な路線である。</p> <p>本路線の現道は、近隣小学校の通学路として利用されているが、通学路交通安全プログラムに基づく点検の結果、要対策箇所に指定されており、通学児童の安全確保が課題となっている。</p> <p>また、現道沿いには、世界文化遺産である三池炭鉱万田坑関連の遺構が点在している。</p> <p>そのため、世界遺産を回避したバイパス区間として整備し、通学 児童の安全確保を図る。</p> |

【現況写真】



・本路線の現道である(主)荒尾南関線は、歩道が未整備で幅員狭小な区間があり、安全で円滑な通行に支障をきたしている。

【 検討状況 】

| | |
|---|---|
| 技術的難易度 | 一般的な技術で対応できる。 |
| 費用便益比 | B/C 1.2 |
| 事業比較 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 事業を実施しない場合や代替案を含めて事業実施についての比較検討を行った内容(ソフト対策も含む) </div> | ・事業を行わない場合、現道の(主)荒尾南関線は歩道が未整備であるため、車両及び歩行者が混在して通行することとなり、円滑な交通、歩行者の安全確保ができない。 |
| パートナーシップ ユニバーサルデザイン への配慮事項・内容 | 「熊本県の道路に関するユニバーサルデザイン指針」に基づき、地域の意見を反映させ、本道路を利用するすべての人が利用しやすい道路とする。 |
| 関係法令等の手続き の把握・完了状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法に基づき都市計画変更を予定 今後、同法に基づく事業認可取得が必要 ・道路法に基づく県公安委員会との調整が必要 ・土壌汚染対策法に基づく届け出及び調査が必要 ・世界遺産条約に基づき、世界遺産関係機関との調整が必要。 |

【 周辺状況 】

| | |
|-----------------|---|
| 関連事業 | 特になし |
| 市町村、地元の状況 | 荒尾市より、県に対して(都)万田下井手線の都市計画変更の要望書が提出され、地元からは早期整備を強く要望されている。 |
| 説明会の開催状況と関係者の意向 | 都市計画変更の住民説明会を実施済み。 事業認可取得後、測量実施前に改めて説明会を開催予定。 |

【環境影響】

① 緑・自然生態系への配慮

| | 環境配慮事項 | 該当地域の有無等 |
|---|--|----------|
| 1 | 希少な野生動植物や特定植物群落などの生息や生育地域及びその周辺地域に該当しないか。 (球磨川河口は、クロツラヘラサギ等の希少種が渡来するなど、重要野鳥生息地に選定されており、橋脚等の構造物を設置する場合は、重要な生物の生息環境に配慮する) | 無 |
| 2 | 生態系の保全に重要な湿地、湿原、干潟又は藻場は存在しないか。 (球磨川河口は、日本の重要湿地500に選定されており、重要野鳥生息地に選定されており、橋脚等の構造物を設置する場合は、重要な生物の生息環境に配慮する) | 無 |
| 3 | 気候緩和、防災や景観保全機能に重要な役割を持つ森林、草原、街路樹等の緑資源が存在しないか。 | 無 |

② 地形・自然景観への配慮

| | 環境配慮事項 | 該当地域の有無等 |
|---|--|----------|
| 1 | 自然景観資源、特異な地形・地質・自然現象等の優れた自然地形及びその周辺地域に該当しないか。 | 無 |
| 2 | 湧水、滝・溪谷、自然海岸など希少な自然地形及びその周辺地域に該当しないか。 | 無 |
| 3 | 自然地形の改変(切土、盛土)、構造物の設置、緑化等を実施する際の配慮を要する地域に該当しないか。 (計画路線周辺の住宅等への影響を最小限にする構造物の配置に配慮する) | 無 |

③ 水資源への配慮

| | 環境配慮事項 | 該当地域の有無等 |
|---|--|----------|
| 1 | 水量、水質の保全に重大な影響を及ぼす水道水源等の上流域に該当しないか。 | 無 |
| 2 | 河川、海域、地下水等を汚染するおそれのある地域に該当しないか。 (橋脚を設置する際は、濁水等が拡散しないよう配慮する) | 無 |
| 3 | 地下水量あるいは地下水かん養量を減ずるおそれのある地域に該当しないか。 (地下水利用地域であるため、地盤改良時に水量減じないよう配慮する) | 無 |

④ 生活環境への配慮

| | 環境配慮事項 | 該当地域の有無等 |
|---|--|-------------|
| 1 | 史跡・名勝・天然記念物、歴史的建造物、町並み等有形の文化財及び埋蔵文化財等への配慮を要する地域に該当しないか。 (世界文化遺産である三池炭鉱万田坑について、関係機関と協議を行う) | 有 (配慮する) |
| 2 | 大気汚染、騒音、振動、悪臭への配慮を要する地域に該当しないか。 (計画路線沿線に住宅地があり、配慮を要する) | 有 (配慮する) |
| 3 | 周辺地域への日照障害、電波障害、光害や風害の防止への配慮を要する地域に該当しないか。 | 無 |
| 4 | 住宅地や集落地などの地域コミュニティ分断への配慮を要する地域に該当しないか。 (計画路線が集落を通過する箇所では、移動経路の確保に配慮する) | 無 |
| 5 | 水辺へのアプローチの確保と親水空間の創出に配慮を要する地域に該当しないか。 | 無 |

事業評価

: 共通指標

【事業評価表】

| 評価軸 | 評価項目 | 配点 | 評点 |
|-----|------------------|-----|----|
| 重要性 | ① 事業計画の位置付け | 5 | 4 |
| | ② 市町村合併支援 | 5 | 0 |
| | ③ まちづくりの支援 | 10 | 8 |
| | 小計 | 20 | 12 |
| 必要性 | ④ 特定地域振興 | 5 | 0 |
| | ⑤ 交通ネットワークの整備・改善 | 10 | 10 |
| | ⑥ 住環境の整備・改善 | 10 | 8 |
| | ⑦ 公共交通の利便性向上 | 10 | 8 |
| 小計 | 35 | 26 | |
| 緊急性 | ⑧ 交通円滑化の確保 | 10 | 6 |
| | ⑨ 都市防災機能の向上 | 10 | 8 |
| | ⑩ 他事業との連携 | 5 | 0 |
| | 小計 | 25 | 14 |
| 効率性 | ⑪ 費用便益比(B/C) | 20 | 12 |
| | 小計 | 20 | 12 |
| 合計 | | 100 | 64 |